

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡父（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月から約11年間、掘削発破工としてトンネル工事における粉じん作業に従事した。被災者は、平成〇年〇月〇日付けでじん肺管理区分「管理2」との決定を受け、さらに、平成〇年〇月〇日付けでじん肺合併症「続発性気管支炎」にかかっていると認められ、労災保険によりA診療所に通院加療していた。その後、平成〇年〇月〇日に食欲低下と体重減少を訴えB病院に転医し、「脱水症」と診断され入院療養していたところ、同月〇日転倒し、「左大腿骨頸部骨折」と診断され保存治療を行っていたが、さらに、同年〇月〇日下血を来し、同月〇日頃より発熱があり、同月〇日腸閉塞を発症、同月〇日死亡した。B病院医師作成の死亡診断書によると直接死因は「腸閉塞」、原因は「不詳」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、被災者の死亡とじん肺症との間には因果関係がある旨を主張しているので、以下検討する。

(1) C医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、平成〇年〇月〇日のX線写真では、小陰影はじん肺第2型相当で、1側の1/3を越えない大陰影があり、第4型と判断する。症状の経過については、特に大きな変化なく経過しており、腸閉塞はじん肺を素地として発症するとは考えられない、と述べている。

(2) D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、以下のとおり述べている。

平成〇年〇月〇日に脱水症で入院、脱水症はすみやかに改善したが、めまい、食欲がない等を訴え、本人の希望でリハビリテーションを実施していたところ、同月〇日に転倒、左大腿骨頸部を骨折し保存療法を行った。同年〇月〇日に下血を来し、同月〇日より発熱、同月〇日に腸閉塞を発症し、翌日死亡した。腸閉塞とじん肺との間には直接の因果関係はない。また、パーキンソン病のため歩行障害があり転倒し、大腿骨頸部骨折を受傷し寝たきりとなり、そのためストレスがかかり下血、感染性腸炎を発症しイレウスとなり死に至った。

(3) 平成〇年〇月〇日付け死亡診断書には、「死亡の原因『腸閉塞』、腸閉塞の原因『不詳』、直接には死因に関係しないが影響を及ぼした傷病名『パーキン

ソン病』、『左大腿骨頸部骨折』、『感染性腸炎』』と記載されている。

- (4) さらに、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、以下のとおり述べている。

脱水症で入院する直前の平成〇年〇月〇日の胸部X線写真では、肺野には1／1の粒状影が認められるほかに異常は認められない。平成〇年〇月〇日の呼吸機能検査値は、%肺活量110.6%、%1秒量91.7%、1秒率65.5%であって、PO₂及びAaDO₂を考慮してもF(+)あり、著しい肺機能障害は存在しない。呼吸機能障害は比較的軽微であり、腸閉塞の発症に大きく関与したとは考えられず、むしろ、パーキンソン病に基づく腸管運動の低下や下血を起こすような未検査の病変などが原因と推測される。したがって、直接死因とじん肺との間に相当因果関係が存在すると考えることは困難である。

- (5) 当審査会としては、診断書、診療録、X線写真等の医証を改めて精査したが、D医師及びE医師の意見は妥当であり、被災者のじん肺症には病状の変化は認められず、肺機能障害も比較的軽微であることから、死亡診断書に記載されているようにじん肺以外の他疾患の影響により腸閉塞を発症し、死亡に至ったとするのが相当であると判断する。したがって、被災者の死亡とじん肺症及び合併症との間に相当因果関係は認められないと判断する。

また、請求人らは、被災者のじん肺症が死亡直前にはじん肺管理区分3相当まで悪化していたことから、悪性腫瘍や虚血性変化等のリスクファクターの諸検査ができず、治療機会を喪失した旨主張するが、被災者のじん肺症の病態は上記判断のとおりであり、請求人らの主張は採用することができない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。